南種子町農業委員会平成27年11月総会議事録

１．開催日時　　平成27年11月16日（月）午前９時26分から午前10時14分
２．開催場所　　研修センター１階東側会議室
３．出席委員

会長	５番	戸石　助美			
会長職務代理者	７番	石堂　かよ子			
委員	１番	寺田　誠	２番	池亀　昭次	
	３番	中里　安男	４番	古市　道則	
	６番	中峰　義哉	９番	高田　照美	
	１０番	白川　秋信	１２番	小山　重和	

４．欠席委員　　８番　　西田　暁

５．議事日程
第１　　議事録署名委員の指名
第２　　諸般の報告
第３　　議案第１号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による平成24年度第２号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について
議案第２号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による平成27年度第16号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について
議案第３号　農地法第２条の規定にある農地でない旨の証明について
議案第４号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第５号　農地流動化奨励金交付申請について
議案第６号　農地法第２条第１項の農地に該当しない旨を通知することの承認について

６．農業委員会事務局職員
事務局長　　古市　義朗
農地振興係長　　河野　彰子
農地振興係　　園田　孝太郎

７．会議の概要

事 務 局　　それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第６条により成立

していることを報告いたします。

議　　長　　ただ今から、第16回農業委員会定例総会を開会いたします。

議　　長　　日程第１、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

議　　長　　異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号１番、寺田誠 委員。２番、池亀　昭次 委員を指名します。

議　　長　　日程第２、諸般の報告。局長が行います。

事 務 局　　それでは第 16 回南種子町農業委員会定例総会に当たりまして、会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。

【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】

以上で（諸般の）報告を終わります。

議　　長　　議案の報告に対しての質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議　　長　　日程第３、（議案協議）　議案第１号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による平成 24 年度第２号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

議　　長　　事務局より議案第１号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局　　議案第１号は、農用地利用集積計画の一部変更（賃貸借権１件）について、承認を求めるものでございます。資料は２ページをお開きください。

番号１は、平成24年度第２号にて承認された、平成24年４月27日付け公告の一部変更に関する、貸す人・Ａ。借りる人・Ｂであります。資料は３ページをお開きください。

平成24年５月１日から平成29年４月30日までの５年間設定期間で、畑　6,766㎡、所有権移転のための合意解約でございます。

資料は４ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたします。

整理番号１番。利用権設定をする者は神奈川県川崎市〇〇〇〇番地〇Ａさんで、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇　Ｂさんです。登記・現況は、畑で１筆の6,766㎡、権利の内容は主にさとうきび作付けで設定をしておりましたが、平成27年９月24日付けで所有権移転のための合意解約の申し出によるものでございます。

個別の資料については５、６ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議　　長　　質疑ありませんか。
（「なし。」の声あり）
議　　長　　異議がないようですので、議案第１号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第１号については原案どおり決定いたしました。

議　　長　　日程第４、議案第２号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による平成 27 年度第 16 号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案第２号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局　　議案第２号は農用地利用集積計画の承認について、平成 27 年 11 月 30 日を公告日とする農用地利用集積計画　賃貸借権６件を定めたいので、承認を求めるものです。資料は９ページをお開きください。
　農用地利用集積計画　賃貸借権６件について説明いたします。資料は 10 ページになります。
　利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇―〇　Ｃさん 外５名の方で、利用権を受ける方は、南種子町〇〇〇〇番地〇〇　Ｂさん 外５名の方でございます。
　現況は、田が６筆の 9,019 ㎡、畑が６筆の 27,378 ㎡です。設定期間は整理番号１番が 10 年間設定１件で､残りは５年間設定となっております。新規設定が４件と再設定が１件となっております。
　個別の資料につきましては、12 ページから 17 ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。
　利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると考えます。
　以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）
議　　長　　はい。白川委員。
10 番委員　　10 ページの利用権設定を受ける者(整理番号４、５番)、年齢は 13 とありますが、どういう意味ですかね。
事 務 局　　はい。すみません。有限会社のほうが年齢 13 となっていますが、ここについては有限会社として設立してから 13 年という形で、年齢でありませんでしたので、訂正をお願いします。
議　　長　　白川委員。よろしいですか。
10 番委員　　会社を設立してから 13 年が経ったということですね。で、この 13 年に

ついては、このままで良い訳ですか。

事 務 局　「13」につきましては、削除をお願いします。申し訳ありません。

10番委員　はい。分かりました。

議　　長　他に、ありませんか。

議　　長　異議がないようですので、議案第２号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第２号については原案どおり決定いたしました。

議　　長　日程第５、議案第３号　農地法第２条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、を議題とします。申請人・Ｄ。事務局より議案第３号の説明をお願いします。園田主査。

事 務 局　それでは、19ページをお開きください。議案第３号　農地法第２条の規定にある農地でない旨の証明について、資料を読み上げます。

整理番号１番。申請人は、所有者であります、徳島県鳴門市〇〇〇〇番地の Ｄさんで、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇―〇 外１筆です。

登記地目が２筆とも畑で、農地台帳上の現況地目は、畑となっています。地積の合計は、2,529㎡。変更年月日については、昭和50年以前です。

現況意見といたしまして、『当該地は、昭和50年以前より農地に適さないために山林化しております。』とのことです。

内容につきましては、現地調査において、当初申請に含まれていた筆界未定地について、非農地証明規定に基づき、分筆を前提とするため、申請からの削除を本人に求め、それ以外の筆について相違ないことを確認しております。

参考資料は次のページ以降に添付をしていますので、お目通しをお願いします。以上で説明を終わります。

議　　長　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。整理番号１番、中里委員。

３番委員　ただ今、事務局のほうで詳しい説明がありましたので、簡単に現況を説明します。

今回申請された土地一帯は昭和 50 年以前より原野化し、耕作放棄地となっていた周辺の土地を買い、昭和 50 年頃、Ｄさん夫婦が奥のほうに家を建て、養鰻場を経営した経緯がある土地であります。

今回申請された土地は２筆とも宅地、周辺に隣接する土地で今まで農地として利用されたことはなく、周囲を山に囲まれ、現在は山林化した状態で再度農地として利用することは不可能と考えられます。皆さんの理解ある審議をよろしくお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議　　長　　質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

議　　長　　異議がないようですので、議案第３号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第３号については原案どおり決定いたしました。

議　　長　　日程第６、議案第４号　農地法第３条の規定による許可申請について、譲渡人・Ｅ、譲受人・Ｆ　外４件を議題とします。事務局より議案第４号の説明をお願いします。園田主査。

事 務 局　　はい。議案第４号は農地法第３条の規定による許可申請について、承認を求めるものです。

今月の農地法第３条の許可申請は、所有権の移転が５件です。整理番号１番から、資料を読み上げます。23 ページをお開きください。

事 務 局　　整理番号１番。譲受人が〇〇〇〇番地　Ｆさん、譲渡人が〇〇〇〇番地Ｅさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇―〇。地目は畑、地積は 830 ㎡。所有権移転でありますが、当初本人が誤って土地の価値の額を記入していたとの話が（担当）委員からの聞き取りにより先ほど判明しましたので、申請書の修正を行いたいと思います。これに伴いまして、備考欄の修正　対価〇〇万円のところを「交換」に修正をお願いいたします。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 30 ページから添付しております。

整理番号２番。譲受人が〇〇〇〇番地　Ｇさん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇　Ｈさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇―〇　外１筆。地目は２筆とも畑、地積は計 3,682 ㎡。所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 32 ページから添付してございます。

事 務 局　　整理番号３番。譲受人が〇〇〇〇番地　Ｇさん。譲渡人が〇〇〇〇番地〇　Ｉさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇　外１筆。地目は２筆とも畑、地積は計 1,597 ㎡。所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 34 ページから添付してございます。

整理番号４番。譲受人が〇〇〇〇番地　Ｇさん。譲渡人が〇〇〇〇番地Ｊさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇―〇。地目は畑、地積は 1,371

㎡。所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は36ページから添付してございます。

事 務 局　整理番号５番。譲受人が〇〇〇〇番地　Ｇさん。譲渡人が鹿児島市〇〇〇〇―〇　Ｋさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇―〇〇。地目は畑、地積は2,676㎡。所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29ページの調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は38ページから添付してございます。

これら５件につきまして、現地調査におきまして耕作を確認しております。以上で議案第３号の説明を終わります。

議　　長　ただ今の説明に関連して、それぞれの担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号１番、小山委員。

12番委員　先ほどですね。事務局の園田さんより一部訂正の報告を挙げましたように、所有権移転についての対価は無償となっております。これを本日ですね、再度、Ｆさんに確認したところ、先ほど言ったように、（申請時に）土地の評価額を書いてしまったということで、大変申し訳ありませんでした。

続きまして、現況は本件、11月４日、皆さんが立ち会ったと思いますが、まぁ 2,644 ㎡の１枚の畑なんですが、地籍調査の時にですね、現況に従って１枚で要請したら、手続きが出来ないということで、経営拡大と名義整理をきちっとしたいということで、Ｆさんが申請をしたところです。資料は31ページを見てください。Ｅさんの上に〇〇〇〇―〇、〇〇〇〇と２つありますが、これが Ｆさんの土地になっていて、これと交換するということで、１枚になっていますので、まぁトラブル等もなく、お互いに交換しましょうということですので、審議方よろしくお願いします。以上です。

議　　長　整理番号２番・３番・４番・５番。池亀委員。

２番委員　お話をいたします。先ずは Ｇさん、今からお話しするのはすべて Ｇさんが、買う人でございます。

それでは先ず、Ｈさん。ＨさんとＧさんは非常に近い親戚関係でありまして、それで Ｈさんがもう農業は出来ないということで、それじゃ誰かいないかということで、ちょうど自分の親戚の Ｇさんが農業をこれからどんどんやっていきたいという希望に燃える力がありまして、それじゃＧさんに売るということで、Ｇさんに売るということです。

そして(続いて）下のですね。今度は Ｉさんと Ｊさん、併せて説明をいたしますが、えー、Ｉさんの先のほうに、Ｇさんの畑がございまして、そこに行く道路が非常に狭くて、雨が降ったり(狭くて)大きな車も入らないということで、その Ｉさんの畑を購入いたしまして、そこで道という

か、畑を通っていくようにしたんですが、それでも中々自分の畑に着くことが、雨とかそういうことで不可能であるということで、その Ｊさんの畑が このＩさんの上のほうにございまして、そこの畑から行ったら真っ直ぐ自分の大きな畑へも行けるということでございまして、ここは別にＪさんの畑を道にするということではなくて、唐芋が終わった後、ここを車が奥のほうまで行けるということで、この２つを購入した次第でございます。

そして、最後のですね。整理番号５番のＫさん、これはちょうど Ｇさんの畑とくっついておりまして、〇〇の〇〇地区にございます。 Ｋさんも もうこの島には居ない方で、それでどうにか売ってくれないかということで、１年掛かりで説得をいたしまして、やっと買うことが出来た次第でございます。本人は非常に燃えておりますので、皆さまよろしくお願いいたします。

議　　長　　担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議　　長　　質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

議　　長　　異議がないようですので、議案第４号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第４号については原案どおり決定いたしました。

議　　長　　日程第７、議案第５号　南種子町農地流動化奨励金交付申請について、を議題にします。申請人・Ｌ 外１件を議題とします。事務局より説明をお願いします。園田主査。

事 務 局　　はい。それでは 41 ページをお開きください。議案第５号　農地流動化奨励金交付申請について説明いたします。

申請人は、Ｌさん　外１件。地積の合計は 81 アール。奨励金の合計金額は　40,500 円となります。

現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議　　長　　事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議　　長　　質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議　　長　　はい。石堂委員。

７番委員　　１番の Ｌさんですけれども、これは１年間を通しての貸し借りですか。

事 務 局　　はい。

７番委員　　はい。分かりました。すみません。

議　　長　　よろしいですか。
７番委員　　はい。
議　　長　　他に、ありませんか。

議　　長　　異議がないようですので、議案第５号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第５号については原案どおり決定いたしました。

議　　長　　日程第８、議案第６号　農地法第２条第１項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、を議題にします。所有者・Ｍ　外３件でございます。事務局より説明をお願いします。河野係長。
事 務 局　　はい。資料のほうは 43 ページをお開きください。議案第６号　農地法第２条第１項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、説明いたします。
　整理番号１は、所有者は南種子町〇〇〇〇番地〇　Ｍ、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇―〇、畑　1,771 ㎡、現況は山林です。
　整理番号２は、所有者は南種子町〇〇〇〇番地〇　Ｎ、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇―〇、畑　812 ㎡、現況は山林です。
　整理番号３は、所有者は南種子町〇〇〇〇番地　〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇―〇、畑　2,026 ㎡、現況は山林です。
　整理番号４は、所有者は徳島県鳴門市〇〇〇〇番地　Ｄ、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、畑　588 ㎡、（並びに）〇〇〇字〇〇〇〇―〇、畑　568 ㎡、現況は原野です。
　この５筆につきましては、本人からの問い合わせ等や利用状況調査の結果から再生困難な農地でありまして、今回非農地ということで実施することとなりました。
事 務 局　　農地パトロールを 11 月４日に会長、高田農地部長、寺田・池亀・古市委員、職員４名で現地確認をしております。
　農地・非農地の判断につきましては、平成 26 年度の農地法の改正により、農業委員会は、市町村からの依頼を受けることなく、総会や農地部会において、農地・非農地判断が出来るようになっております。
　また、全国農業会議所より示された平成 26 年度農地パトロールの実施要領に基づいて、再生困難な農地（荒廃農地Ｂ分類された農地）につきましては、非農地判断を含めて農地以外の利用促進を検討することとなっていることから、今回非農地の案件を出したところでございます。
　以上、承認を求めるものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　　農地部長、補足説明はないですか。
農地部長　　今、事務局のほうから説明がありましたように、本人からの申請ではな

い訳でございますけれども、この４件につきまして、今回 11 月４日の農地パトロール、現地調査をしたところでございます。その中においてみる限り、委員同士の、まぁ現地調査に立ち会っていただきました委員の方々の見る範囲内において、こうした農地でない旨の通知を出したほうがいいでしょうという判断をいたしまして、今回案件を出したところでございます。

現地は以前から農業委員の中において、現地を廻った方につきましては、一部知っているかと思いますけど、〇〇から〇〇へ下りる途中の Ｐさん、あの人の家の反対側で Ｑさんのハウスに行く途中の右側になる土地でございまして、この Ｍさん、Ｎさん、Ｏさんの農地については、農地に花木として椿やそうした木を植えておって、それが販売出来なくなった状態で、今回山林化しているというような状況の土地でございまして、農地に還(かえ)すのには大変な費用等が必要となるということで、こうした決定通知を出すということになります。

Ｄさんの農地につきましては、〇〇の〇〇の土地でありまして、〇〇の途中に、奥のほうに昔、養鰻場をしていた農地がありまして、その今いう図面から見て分かるように、Ｄさんの宅地に行く途中の右左(みぎひだり)の農地でございます。四方が山に囲まれまして、まぁ農地として利用が今後も見込めないという状況の土地で荒れ地になっておる土地でございますので、この通知を本人に出すというようなことになっておりますので、一応協議をしていただきたいと思います。以上です。

議　　長　　説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。
（「はい。」の声あり）

議　　長　　はい。石堂委員。

７番委員　　あの、すみません。Ｄさんの土地ですけれども、21 ページの図面では、まだＲさんで載っているんですね。まぁＲさんと Ｄさんは良いんですけれども、Ｒさんは亡くなっていますよね。21 ページは Ｒさんのままなんですが、Ｄさんになっているんですか。

議　　長　　はい。事務局。

事 務 局　　はい。Ｒさんは亡くなっていて、現在所有者である Ｄさんの土地で台帳上、Ｄさんが管理をしています。

議　　長　　Ｒさんと Ｄさんの関係はどういう関係になりますか。

７番委員　　夫婦です。

事 務 局　　固定資産の台帳の登記名義人は Ｒさんですが、現在の所有者が Ｄさん。農家台帳のほうでは、Ｄさんが所有している、管理をしているという状況です。今回この所有者ということで、非農地のほうの通知を、農地でない

旨の通知をしようということでしております。

議　　長　　石堂委員。よろしいですか。

７番委員　　はい。

議　　長　　今の説明で。

７番委員　　説明で良いんですけれども、先ほど出ましたこの Ｄさんの〇〇〇〇―〇と〇〇〇〇の農地が農地でない旨の承認をしたところですよね。この申請をする時に、これを一緒に出すということは、出来なかったのかなと。あの、まぁ Ｄさんの勝手でしょうけれども。

議　　長　　え一、懇談に入ります。

議　　長　　懇談を解きます。

議　　長　　他に、質疑ありませんか。

議　　長　　異議がないようですので、議案第６号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第６号については原案どおり決定いたしました。

議　　長　　以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。